

義務教育費国庫負担制度の堅持と教育予算の充実を求める意見書を別紙のとおり提出するものとする。

平成19年9月14日

提出者

郡山市議会文教福祉常任委員会委員長 小島寛子

義務教育費国庫負担制度の堅持と教育予算の充実を求める意見書

義務教育費国庫負担制度は、国民の教育を受ける権利を保障するため、「国が必要な経費を負担することにより、教育の機会均等とその水準の維持向上を図ることを目的」（義務教育費国庫負担法第1条）として制定され、1953年度に発足した。その後、逐次充実が図られてきたが、1985年度に旅費・教材費が国庫負担から除外されたのを皮切りに、2004年度には退職手当と児童手当が一般財源化され、この制度に残されているのは、教職員給与費だけとなっている。また、義務教育費国庫負担制度による国の負担割合が、三分の一に大幅削減されたことで、地方に大きな負担を強いるものとなった。

現在、就学援助受給者の増大に現れているように、低所得者層の拡大が進み、地域による教育条件の格差も広がりつつあるが、自治体の財政力や保護者の経済力の違いによって、子どもたちが受ける「教育水準」に格差があってはならない。教育は未来への先行投資であり、子どもたちがどこに生まれ育ったとしても等しく良質な教育を受けられる「教育の機会均等」が保障されなければならない。そのためにも、教育予算を国の責任でしっかりと確保・充実させる必要がある。

よって、政府においては、下記の事項について実現されるよう強く要望する。

記

- 1 義務教育費国庫負担制度を堅持すること。また、義務教育費国庫負担率を二分の一に還元すること。
- 2 きめの細かい教育の実現のために、教職員定数の改善を実施すること。そのための財源の確保・充実を図ること。
- 3 子どもたちに、安心・安全な学校生活を保障し、また、学校施設整備費、就学援助・奨学金など教育予算の充実を図るために、地方交付税を含む国の予算を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年9月19日